入札書別紙　※燃料費調整等に関する資料の添付は不要です

１　料金計算方法

２　各料金の計算方法

※入札金額の算定においては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと

３　各料金単価

４　各料金区分

※消費税及び地方消費税の税率は、電力量計量期間の初日の属する月が４月から９月までの料金については８％、電力量計量期間の初日の属する月が10 月から３月までの料金については10％として積算すること。

入札書別紙(記載例) ※燃料費調整等に関する資料の添付は不要です

１　料金計算方法

毎月の電気料金＝基本料金＋自家発補給電力基本料金

＋電力量料金

＋自家発補給電力電力量料金

＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

２　各料金の計算方法

基本料金＝基本料金単価×契約電力×(185%－力率)

自家発補給電力基本料金＝自家発補給電力基本料金単価×最大使用電力×(185%－力率)

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整単価×使用電力量

自家発補給電力電力量料金＝自家発補給電力電力量料金単価×使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金＝賦課金単価×使用電力量

　　※入札金額の算定においては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと

３　各料金単価

（各料金単価には消費税及び地方消費税を含む）

基本料金単価

・電力量計量期間の初日が属する月が4月～9月（税率8％）　使用規模1ヶ月　 1kWあたり 1,080 円

・電力量計量期間の初日が属する月が10 月～3月（税率10％）使用規模1ヶ月　1kWあたり 1,100 円

電力量料金単価

・夏季 7月1日から9月30日まで（税率8％） 1kWhあたり 11.88 円

・その他季節

電力量計量期間の初日が属する月が4月～6月（税率8％）　 1ｋWhあたり 10.80 円

電力量計量期間の初日が属する月が10 月～3月（税率10％）1ｋWhあたり 11.00 円

自家発補給電力基本料金単価

・電力量計量期間の初日が属する月が4月～9月（税率8％）使用規模1ヶ月　 1kWあたり 1,080 円

・電力量計量期間の初日が属する月が10 月～3月（税率10％）使用規模1ヶ月　1kWあたり 1,100 円

但し、全く電気の供給を受けない場合の単価は、上記の30％とする。

自家発補給電力電力量料金単価

電力量料金単価に同じ

燃料費調整単価

中部電力株式会社が適用する燃料費調整単価とする。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

経済産業省告示に基づき算定された値とする。

４　各料金区分

夏季　７月１日から９月30日までの期間とする

その他季　４月１日から６月30日および10月１日から翌年３月31日までの期間とする

※消費税及び地方消費税の税率は、電力量計量期間の初日の属する月が４月から９月までの料金については８％、電力量計量期間の初日の属する月が10 月から３月までの料金については10％として積算すること。